

宇治市 クマ対策用草刈機等貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、宇治市内におけるクマの出没抑止及び生活圏の安全確保に資するため、繁茂した草木の刈払い等の対策を行う者に対し、草刈機等を貸し出すことについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 草刈機等 市が貸し出す充電式草刈機一式(本体、バッテリー、充電器、防護具(プロテクター等))をいう。
- (2) 申請者 本制度により草刈機等の貸出を受けるため申請する者をいう。
- (3) 利用者 貸出決定を受け、草刈機等を使用する者をいう。

(貸出物品)

第3条 貸し出す物品は、別紙「貸出物品一覧」のとおりとする。

- 2 貸出は原則として1申請につき1セットとする。

(対象者)

第4条 貸出の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宇治市内に在住する個人
 - (2) 宇治市内に在勤する個人
 - (3) 宇治市内で活動する自治会その他の団体(法人格の有無を問わない。)又は宇治市内に事業所を有する事業者(以下「団体等」という。)
- 2 前項第3号に該当する団体等が申請する場合は、代表者を定め、当該代表者が申請及び借受けの手続を行うものとする。
- 3 貸出の対象となる作業は、宇治市内で実施するクマ対策に資する刈払いとする。
- 4 申請時に、在住又は在勤を確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード、社員証等)を提示するものとする。ただし、団体等が申請する場合は、前項の代表者の本人確認書類に加え、当該団体等が宇治市内で活動し、又は宇治市内に事業所を有することが確認できる資料を提示するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日から起算して2週間(14日間)とする。

- 2 返却期限日が閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までに返却するものとする。
- 3 貸出期間の延長は、予約状況等を踏まえ、市が必要と認める場合に限り認めることができる。この場合において、延長後の返却期限日が閉庁日に当たるときは、前項の規定を準用する。

(貸出料)

第6条 草刈機等の貸出料は無料とする。

2 利用に伴い必要となる消耗品等(例:ナイロンコード等)については、原則として市が負担し、必要に応じて支給するものとする。ただし、利用者の故意又は過失による紛失又は毀損に係るものは、この限りでない。

(申請及び貸出の手続)

第7条 貸出を希望する者は、窓口(農林茶業課)において所定の申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 市は、申請内容を確認のうえ貸出の可否を決定し、貸出する場合は借用書兼誓約書(様式第2号)への署名を求める。

3 貸出及び返却は、原則として宇治市役所(農林茶業課窓口)において、開庁時間内に行う。

4 貸出は先着順又は予約制等、市が定める運用による。

5 申請者は、申請に当たり、使用場所が申請者(団体等の場合は当該団体等)が所有又は管理する土地であるか否か及び他人の土地である場合は所有者又は管理者の同意を得ている旨を、申請書により申告するものとする。市は必要に応じて、同意書その他の書面の提出を求めることができる。

6 申請者は、貸出申請時に草刈り予定地の作業前写真を提出し、利用者は返却時までに作業後写真を提出するものとする。提出方法は、窓口への持参又は電子メールその他市が指定する方法による。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 取扱説明書及び市が示す注意事項に従い、安全に使用すること。

(2) 貸出セットに含まれる防護具(プロテクター等)を必ず着用すること。

(3) 第三者に転貸し、又は貸出物品を譲渡しないこと。

(4) 営利目的その他クマ対策の趣旨に反する目的で使用しないこと。

(5) 分解・改造・不適切な修理等を行わないこと。

(6) 使用後は清掃し、付属品を含め貸出時の状態に整えて返却すること。

(7) バッテリー等は発熱・水濡れ・衝撃に留意し、適切に保管すること。

(8) クマの生息が疑われる場所では単独作業を避け、危険を感じた場合は直ちに作業を中止すること。

(9) 作業に当たっては、第三者が作業区域に立ち入らないよう周知・誘導等の安全措置を講じ、第三者に危害又は損害を与えないよう十分注意すること。

(事故等の報告)

第9条 利用者は、使用中に事故、負傷、物損、紛失、盗難、故障等が発生したときは、速やかに農林茶業課へ連絡し、その指示に従わなければならない。

(第三者に対する損害の責任)

第9条の2 利用者は、草刈機等の使用に起因して第三者に負傷その他の損害(物損を含む。)を与えたときは、利用者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任を負わない。ただし、市の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第 10 条 利用者の故意又は過失により草刈機等を毀損し、又は紛失したときは、利用者はその損害を賠償しなければならない。

2 通常の使用による摩耗、経年劣化等については、この限りでない(運用で整理)。

(貸出の取消し・返却命令)

第 11 条 市は、利用者がこの要項に違反し、又は貸出の目的に反する使用をしたと認めるときは、貸出の決定を取り消し、又は返却を命ずることができる。

2 返却期限を超過した場合、市は返却を催告し、以後の貸出を制限できる。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 申請により取得した個人情報は、貸出業務(連絡、本人確認、事故対応等)に必要な範囲でのみ使用する。

(窓口)

第 13 条 本制度の窓口は、宇治市 農林茶業課とする。

(住所・電話番号・受付時間は市の運用により記載)

(施行期日)

附則 この要項は、2025 年 12 月 24 日(令和 7 年 12 月 24 日)から施行する。

別紙 貸出物品一覧

- 充電式草刈機 本体 1台 (原則、ナイロンコードタイプ)
- バッテリー 1個(または複数:実数に合わせて記載)
- 充電器 1台
- 防護具(フェイスガード、レッグガード) 1式
- (必要に応じて)工具／六角レンチ等 1式
- (必要に応じて)替刃等消耗品 1式(原則、ナイロンコードタイプ)